髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 見

 高
 知
 力
 月

 一
 丁
 目
 2
 2

 年
 週
 2
 回

 (火曜日・金曜日)

目 次

ページ 告 示 ○地域森林計画の定め (森づくり推 准課) 1 ○地域森林計画の変更 (3件) (") ○保安林の指定予定の通知 (治山林道課) 1 公 告 ○県営十地改良事業の計画の定め (農業基盤課) 高知県選挙管理委員会告示 ○高知県選挙管理委員会委員の就任 〈1・9 掲示〉 1 高知県収用委員会公告

○収用及び使用の裁決手続の開始の決定

告 示

高知県告示第28号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により嶺 北仁淀地域森林計画を令和5年12月26日に定めたので、同法第6 条第7項の規定により次のとおり公表する。

令和6年1月19日

高知県知事 濵田 省司

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第29号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第5条第5項の規定に基づき令和5年1月高知県告示第10号で告示した安芸地域森林計画を令和5年12月26日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

令和6年1月19日

高知県知事 濵田 省司

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて経覧に供する。)

高知県告示第30号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき令和5年1月高知県告示第11号で告示した四万十川地域森林計画を令和5年12月26日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

令和6年1月19日

高知県知事 濵田 省司

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部泰づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第31号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき令和5年1月高知県告示第12号で告示した高知地域森林計画を令和5年12月26日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

令和6年1月19日

高知県知事 濵田 省司

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第32号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

令和6年1月19日

高知県知事 濵田 省司

1 保安林予定森林の所在場所

高岡郡四万十町大正北ノ川字タルガ谷口508の1、字青木620 の6、字イラズ621の9

- 2 指定の目的
 - 十砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア次の森林については、主伐は、択伐による。

字タルガ谷口508の1・字青木620の6・字イラズ621の 9 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営土地改良事業(波介地区農業競争力強化農地整備事業(区画整理))の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧

に供する。

令和6年1月19日

高知県知事 濵田 省司

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和6年1月19日から同年2月19日まで

- 3 縦覧場所
 - 土佐市役所
- 4 その他

この土地改良事業の計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業の計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。)、当該土地改良事業の計画の取消しの訴えを提起することができる。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第1号

高知県選挙管理委員会委員として、次の者が新たに就任した。 令和6年1月9日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

氏名		住所	摘要	
田中	庄司	吾川郡いの町天王南三丁目3 番地13	委員長	
中川	香代	高知市鴨部三丁目32番25号	委員長代理委員	
髙野	亜紀	高知市福井東町33番16号	委員	
宮上	佳恵	高知市三園町58番地	委員	

収用委員会公告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和6年1月19日

高知県収用委員会会長 近藤 啓明

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類

一般国道56号改築工事(窪川佐賀道路·幡多郡黒潮町荷稲字 ツグミバタ地内から同町小黒ノ川字菖蒲ノ切レ地内まで) 並び にこれに伴う町道及び農業用水路付替工事

3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及 び地積等

幡多郡黒潮町荷稲地内

	地番	地目		地積		裁決手続の開始を
字		登記簿	現況	登記簿	実測	決定した土地の面積
中尾	757番	畑	山林	26 m²	108. 54 m²	71. 42 m²
	1		公衆 用道 路		19. 38 m²	

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとお りである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦 覧に供する。)

- 4 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及 び地積等
- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積等 幡多郡黒潮町荷稲地内

字	地番	地目		地積		裁決手続
		登記簿	現況	登記簿	実測	の開始を 決定した 土地の面 積
中尾	757番	畑	山林	26 m²	108. 54 m²	11. 41 m²
	Ц		公衆用道路		19. 38 m²	

使用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のと おりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において 縦覧に供する。)

- (2) 使用の方法及び期間
- ア 使用の方法

橋梁上部工、橋面工及び足場設置工としての使用

イ 使用の期間

令和8年4月1日から令和9年5月31日まで

- 5 土地所有者の住所及び氏名
 - 登記名義人 亡胎中力松 法定相続人

高岡郡四万十町大井川1462番地1

持分324分の1 田井 満壽繪

埼玉県本庄市牧西464番地 持分324分の1 廣谷 由加里 愛媛県松山市高岡町6番地

持分324分の1 下岡 加代子

四万十市中村京町四丁目16番地

持分324分の1 伊與木 敏郎

高知市杉井流11番5号 ヴィラージュ202

持分324分の1 小島 陽子

高知市薊野北町二丁目15番17号 ハイツ山本 I -101号

持分324分の1 田村 のぶ

幡多郡黒潮町入野5281番地3

持分216分の1 松本 宏子

幡多郡里潮町佐賀橘川758番地1

持分216分の1 江口 智章

東京都中央区日本橋中洲11番14-302号

持分216分の1 向 忍

東京都中央区新富一丁目14番9号 新富AZビル601号

持分216分の1 向 慶

四万十市蕨岡甲1019番地 持分216分の1 夕部 美也子 四万十市蕨岡甲1019番地 持分432分の1 夕部 純一郎 岡山県倉敷市玉島阿賀崎2408番地11

持分432分の1 夕部 志津 幡多郡黒潮町荷稲431番地 持分108分の1 森田 清枝 高知市鴨部1223番地6 持分216分の1 宮本 雄二 香美市土佐山田町363番地49 持分216分の1 宮本 理幸 高知市朝倉己177番地1 大谷ブルーハイツ307号

持分216分の1 伊與木 貞美

高知市鴨部1060番地1 サーパス鴨部第2-307

持分648分の1 伊與木 美智

神奈川県横浜市青葉区奈良町2415番地58

持分648分の1 米元 幸

神奈川県川崎市麻生区片平四丁目9番12-311号

持分648分の1 吉岡 由美

高知市弥生町2番10号 持分108分の1 清遠 幸枝 埼玉県狭山市大字南入曽895番地の10 ツネ美容室方

持分144分の1 伊與木 ツネ

埼玉県さいたま市南区文蔵五丁目24番5号

持分720分の7 左達 久美子

富山県中新川郡上市町眼目新45番地

持分144分の1 伊與木 スミヱ

東京都板橋区蓮根二丁目28番2-611号

持分4,320分の7 京谷 建司

東京都板橋区桜川二丁目10番15-204号

持分25,920分の49 京谷 太一

東京都板橋区坂下一丁目5番10-804号

持分25,920分の49 田中 一美

埼玉県戸田市喜沢南一丁目4番17-544号

持分1,620分の7 伊與木 秀一

埼玉県川越市岸町一丁目20番地10

持分144分の1 小島 トミ子

埼玉県川越市砂新田六丁目4番地8

持分2,160分の7 堀井 希巳江

埼玉県川越市岸町一丁目26番地36

持分2,160分の7 小島 一浩

埼玉県越谷市神明町一丁目103番地4

持分2.160分の7 塩坪 宏予

東京都荒川区南千住五丁目35番8号 セレーナ201

持分120分の1 伊與木 智康

東京都台東区浅草二丁目19番3-1201号 日神デュオステ 持分120分の1 伊與木 宏枝 ージ浅草国際通り

東京都小金井市貫井南町四丁目20番34号

持分144分の1 山本 善万

東京都江東区大島二丁目20番20-1204号

持分1,440分の7 山本 健太郎

東京都調布市西つつじケ丘一丁目28番地2 つつじケ丘ダ イヤモンドマンション201 持分1,440分の7 伊藤 彩加 高知市和泉町6番29号 濱田方

持分24分の1 市原 悦子

四万十市赤松町9番9号 持分48分の1 沼 榮一 香美市香北町下野尻394番地4

持分48分の1 野島 喜美香

広島県福山市芦田町大字福田998番地2

持分48分の1 中山 恵子

広島県福山市駅家町大字上山守551番地2

持分48分の1 中間 秀子

広島県福山市千田町三丁目34番5-3号

持分48分の1 伊與木 秀昭

山口県宇部市大字東岐波1087番地 東岐波県営住宅7棟 持分48分の1 松代 和子 404号

高岡郡四万十町上宮85番地 持分6分の1 又川 糸喜